平成２８年（フ）第６０号
岩手県一関市山目字前田66番地１　ル・レーヴ106
破産者　坂屋　裕介
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第６０１号
仙台市太白区大野田３丁目９番56―101号、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区茂ケ崎３丁目11番12―207号
破産者　石森　か代
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７５１号
仙台市若林区木ノ下２丁目６番17号　ベルシティー木ノ下202
破産者　遠藤ゆう子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５９１号
埼玉県ふじみ野市西２丁目７番15号　香取ビル302号
破産者　稲富　秀彦
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６２３号
埼玉県入間市大字中神1121番地６
破産者　金子　康雄
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６３５号
埼玉県狭山市大字上奥富37番地の12　ウィンベルソロ305
破産者　井口　秀樹
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１８２号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目10番地12　カスターノⅡ　203号
破産者　石野　文子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５９６号
横浜市都筑区牛久保２丁目12番17号　E101、旧住所川崎市高津区久末468番地１　クオス日吉台レジデンシャルヒルズ201
破産者　針山　光洋
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６９９号
神奈川県鎌倉市腰越１丁目５番６号
破産者　西村　洋一
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０号
横浜市青葉区市ケ尾町1726番地１　エルドメーヌ志村205
破産者　今川　義康
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６号
新潟県新発田市長畑219番地
破産者　髙橋　幸一
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２６７号
岐阜県瑞穂市生津外宮前町１丁目61番地１　メゾン外宮ソレイユアミ　202号、前住所岐阜県羽島市小熊町天王１丁目70番地２
破産者　伊藤　輝彦
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３６９号
岐阜市大菅北16番11―503号　（コーポシェイーネ）
破産者　村瀬大治郎
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３７０号
岐阜県各務原市那加桜町２丁目40番地　（那加荘東棟Ｅ－２Ｄ号室）
破産者　釘島　忠義
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４６号
静岡県榛原郡吉田町住吉1140番地の２、旧住所静岡県牧之原市静波3976番地33
破産者　岡本　欽伍
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９２号
静岡県藤枝市高柳３丁目27番10号　サンシャイン高柳Ⅰ―101号、住民票上の住所静岡県藤枝市駅前１丁目７番９号
破産者　西郷　計利
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１７号
神戸市長田区大道通１丁目14番地　フレール長田604号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中５丁目６番地の２　102号
破産者　岸本　健一
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１８号
神戸市長田区大道通１丁目14番地　フレール長田604号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中５丁目６番地の２　102号
破産者　岸本千佳子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部